

平成 30 年 10 月 31 日

お客様各位

内藤証券株式会社

経営統合に伴うご案内

拝啓 時下 益々ご清祥のことと お慶び申し上げます。
平素は格別のお引き立てを賜り 厚くお礼申し上げます。

さて、すでにご承知のこととは存じますが、弊社は平成 31 年 2 月 12 日に、日の出証券株式会社と経営統合を行うことといたしました。

誠に恐縮ではございますが、日の出証券株式会社との経営統合に際し、お客様にご利用いただいております商品・サービス等を一部変更させていただくとともに、お取引に関する「約款・規定集」の一部を下記のとおり改定させていただきますので、ご案内いたします。

弊社では、今後ともお客様のご要望に叶う商品・サービスの提供に、役職員一同全力を傾けてまいりますので、倍旧のご愛顧を賜りますよう、心よりお願ひ申し上げます。

敬具

記

1. 商品の一部変更

＜MRF の取扱い対象ファンドの変更＞

平成 30 年 12 月 17 日より、取扱い対象ファンドを「日興 MRF」から「ダイワ MRF」へ変更させていただきます。詳細は 2 頁以降をご参照ください。

2. サービス等の一部変更 (詳細は 3 頁ご参照)

- ・お客様の「投資目的」の表示に関する変更
- ・外債利金の取扱い方法の一部変更
- ・「譲渡益計算のご案内」作成対象範囲の変更

3. 「約款・規定集」の一部改定 (詳細は 4 頁以降ご参照)

- ・MRF の取扱い対象ファンドの変更
- ・FATCA (米国の外国口座税務コンプライアンス法) に関する事項の追加
- ・転勤等により出国される方の特定口座の取扱い
- ・外貨建 MMF における取扱商品の追加
- ・弊社本社所在地等の変更

以上

※本内容は 2018 年 12 月 14 日までに新たに口座開設されるお客様へもご連絡しております。

「日興 MRF」から「ダイワ MRF」への切替えのご案内

この度、日の出証券株式会社との経営統合に伴い、「日興 MRF」の取扱いを平成 30 年 12 月 14 日（金）をもって終了し、平成 30 年 12 月 17 日（月）以降は「ダイワ MRF」の取扱いに変更させていただきます。

1. MRF 切替えの概要

「日興 MRF」（設定・運用は日興アセットマネジメント）を対象とする累積投資契約をご契約いただいている場合、原則「ダイワ MRF」（設定・運用は大和証券投資信託委託）を対象とするご契約へ切替えさせていただきます。

切替えに際しては、「日興 MRF」は平成 30 年 12 月 14 日（金）付で取扱いを終了し、翌営業日である平成 30 年 12 月 17 日（月）より「ダイワ MRF」の取扱いを開始致します。

これにともない、平成 30 年 12 月 17 日（月）付で「約款・規定集」の一部を改定させていただきます。詳細は 4 頁以降をご参照ください。

2. お客さまへのお願いについて

前述の MRF 切替え、ならびに当社約款の改定について、ご承諾をいただけますようお願いいたします。

（1）ご承諾いただけける場合

特段のお手続きは必要ございません。[「ダイワ MRF」の目論見書](#)と[補完書面](#)をご一読ください。

以下、①～③の要領で切替えを実施いたします。

①【平成 30 年 12 月 14 日（金）】

・「日興 MRF」保有残高の売付を行います（受渡日は翌営業日）。

②【平成 30 年 12 月 17 日（月）】

・「日興 MRF」の売付代金を当社のお客様口座に入金し、当日のみお預り金として管理させていただきます。

・「ダイワ MRF」の買付を行います（受渡日は翌営業日）。

（注）「ダイワ MRF」はお預り金の残高を基に自動スイープにより買付されますが、買付数量は翌 12 月 18 日（火）のお預り金の入出金状況を勘案して計算される為、「日興 MRF」の売付代金と「ダイワ MRF」の買付代金が異なる場合があります。

③【平成 30 年 12 月 18 日（火）】

・12 月 17 日（月）のお預り金を基にした「ダイワ MRF」買付の受渡を行います。

（2）ご承諾いただけない場合

お手数をおかけいたしますが、平成 30 年 12 月 3 日（月）までにお取引営業店までご連絡いただきますようお願いいたします。

＜ご承諾いただけない場合の「日興 MRF」の取扱い＞

「日興 MRF」は平成 30 年 12 月 14 日（金）をもって、誠に勝手ながら当社における取扱いを終了させていただきます。従いまして、平成 30 年 12 月 14 日（金）時点で「日興 MRF」に残高がある場合は、同日付で同 MRF を売付し、受渡日の平成 30 年 12 月 17 日（月）にお預り金とさせていただきます。その際に、お客さまに特段の費用等をご負担いただくことはありません。

何卒ご理解を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

3. ダイワ MRF の買付における特定口座のお取扱いについて

ダイワ MRF の買付において、特定口座をご開設のお客様は特定口座で、未開設のお客様は一般口座での買付となります。

以 上

サービス等の一部変更のご案内

この度の経営統合に伴い、以下のサービス等の取扱いを一部変更させていただきます。

1. 「お客様の投資目的」の表示の変更 実施日：平成 31 年 2 月 12 日

「取引残高報告書」に記載している「お客様の投資目的」欄の記載文言を以下のとおり変更させていただきます。お取引可能な金融商品に変更はありません。

変更前		変更後	金融商品
利子・配当等安定収益重視	→	利回り・安定収益重視	低リスク商品（国内債券、公社債投信）
安定収益・売買益(値上り等)バランス投資	→	値上り益重視	中リスク商品（株式投信、国内株式、外国株式、外国債券）
売買益(値上り等)重視	→	積極的値上り益重視	高リスク商品（信用取引、オプション取引、E B 債等）

2. 外債利金の取扱方法の一部変更 実施日：平成 31 年 2 月 12 日

外債の利金については、取扱方法として「振込先指定預貯金口座への送金」をご指定いただいても振込先がゆうちょ銀行の場合は自動送金の対象としておりませんでしたが、実施日以降はゆうちょ銀行を振込先とされている場合も自動送金の対象といたします。（総合口座の記号番号をお届けいただいております。）

3. 「譲渡益計算のご案内」作成対象範囲の変更 実施日：平成 31 年 2 月 12 日

現在、特定口座のうち源泉徴収有を選択されているお客様については、譲渡等が生じた翌月初に「譲渡益計算のご案内」を作成し、源泉徴収無を選択されているお客様については作成しておりませんが、実施日以降は源泉徴収無を選択されているお客様についても作成することといたします。

以上

「約款・規定集」の一部改定のご案内

この度の経営統合に伴い、次のとおり「約款・規定集」を一部改定させていただきます。

1. MRF の取扱い変更に伴う改定 実施日：平成 30 年 12 月 17 日

【証券総合口座取引約款】

新	旧
<p>(対象累投口)</p> <p>第 8 条 本章に基づき行う自動スイープの対象累投口は、<u>ダイワ MRF</u> 累投口とします。</p> <p>なお、1 回の払込金額、買付金額、買付価額、返還価額などは、当該累投口の累積投資約款の規定に従うものとします。</p>	<p>(対象累投口)</p> <p>第 8 条 本章に基づき行う自動スイープの対象累投口は、<u>日興 MRF</u> 累投口とします。</p> <p>なお、1 回の払込金額、買付金額、買付価額、返還価額などは、当該累投口の累積投資約款の規定に従うものとします。</p>

【累積投資約款】

日興 MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款を廃止し、以下のダイワ MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 累積投資約款を新設します。取扱い対象となる MRF を変更するものであり、約款の新設によりお客様に不利益が生じるものではありません。

(約款の趣旨)

第 1 条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と内藤証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の、大和証券投資信託委託株式会社の発行するダイワ MRF (マネー・リザーブ・ファンド) 受益権（以下「MRF」といいます。）の累積投資に関する取決めです。当社は、この約款に従って MRF の累積投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。

(申込方法)

第 2 条 1. 申込者は、所定の申込書に必要事項を記入し、署名のうえ、届出印鑑と同一の印鑑を押捺し、これを当社の本・支店又は営業所（以下「取扱店」といいます。）に提出することによって契約を申込むものといたします。

2. 前項のお申込みは、別に定める「証券総合取引約款」に基づく証券総合取引口座のお申込みが必要になります。

3. 契約が締結されたとき、当社は直ちに申込者の MRF 累積投資口座を設定いたします。

(金銭の払込み)

第 3 条 申込者は、MRF の取得にあてるため、1 回の払込みにつき 1 円以上 1 円単位の金銭（以下「払込金」といいます。）をその口座に払込むことができます。

(取得時期・価額)

第 4 条 1. 当社は、申込者から取得の申込みがあった日の正午までに払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日に、MRF を申込者に代わって取得いたします。ただし、払込金を申込日の正午までに受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の 1 口の元本価額（1 口 = 1 円）を下回っているときは、取得の申込みに応じないものといたします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、取扱店内で確認されたものに限ります。

2. 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。

3. 申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時

の1口の元本価額（1口=1円）を下回っているときは、前記1.及び2.の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に、取得日となる営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）に復した日にMRFを申込者に代わって取得いたします。

4.取得されたMRFの所有権並びにその元本、又は分配金に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。

（振替決済）

第5条 この契約により買付けられたファンドは全て、別に定める投資信託受益権振替決済口座管理約款に基づき、口座管理機関として当社が備え置く振替口座簿において管理いたします。

（分配金の再投資）

第6条 1.第5条保管に係るMRFの分配金は、前月の最終営業日（その翌日以降に取得した場合については当該取得日）から当月の最終営業日の前日までの分を、当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、MRFを申込者に代わって取得いたします。

2.当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回ったときは、前記1.の規定にかかわらず、当月最終営業日以降、最初に、取得日となる営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）に復した日にMRFを申込者に代わって取得いたします。

（返還）

第7条 1.当社は、契約に基づくMRFについて、申込者からその返還を請求されたときに返還いたします。この場合、当該返還請求に係るMRFについては、正午以前に返還請求を行い当日にそのお受け取りを希望されたときは、当日をお支払日とし、正午を過ぎて返還請求を行ったとき、又は正午以前に返還請求を行い翌営業日のお受け取りを希望されたときは、翌営業日をお支払日として、お支払日の前日の基準価額により、これを換金し、その金銭の引渡しをもって返還に代えるものといたします。

2.上記1.の換金に係るMRFについての、前月の最終営業日（それ以降の取得分については取得日）からお支払日の前日までの決算分の分配金は、全部返還の請求があった場合を除き、換金代金と一緒ににはお支払いいたしません。

3.上記1.の請求は、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、取扱店において申込者に返還いたします。

（キャッシング）

第8条 1.申込者が、第7条の正午を過ぎて返還請求に基づき当社が引渡すべき金銭相当額について返還請求日当日にそのお受け取りを希望されるときは、次の方法（以下「キャッシング」といいます。）によります。

①キャッシングの申込みがあった場合、当社は、MRFの残高に基づき計算した下記の返還可能金額、又は500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、MRFを担保に、金銭を貸出することができます。ただし、申込者の取引状況等により、貸出しをしない場合もあります。なお、返還可能金額は、次の計算式により計算します。

返還可能金額=保有口数×基準価額

②前号のキャッシング申込日に、当社は、当該申込日の前日までの返還可能金額の計算に基づき、前号のキャッシングの貸出しによる金銭に相応するMRFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定していただくと同時に、第7条の返還手続きを行います。

③前号の返還手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高全額の返済に充当します。当該金銭とは別に、前号の返還手続きに係るMRFのキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの分配金から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出金利として当社がもらい受けます。

（返還に係るMRFのキャッシング申込日の翌営業日の前日までの分配金—キャッシング申込日前日までの分配金）(A)—源泉税相当額{(A)×(所得税率+住民税率)}
(なお、当該貸出金利に相当する果実の明細は申込者にお知らせしないことがあります。)

④当社は、前記②の返還を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額（1口=1円）を下回ったときは、前記②の返還手続きに基づく金銭と第1号のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、申込者に請求できるものとします。

2.前項のお申込みは、所定の手続きによってこれを行うものとし、当社は、届出印の押捺された所定の受領書と引換えに取扱店において申込者に金銭をお引渡しいたします。

（解約）

第9条 1.累積投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときに、解約されるものといたします。

①申込者から解約の申出があったとき

②当社がMRFの累積投資業務を営むことができなくなったとき

③MRFが償還されたとき

④別に定める「証券総合取引約款」に基づく証券総合取引口座が解約されたとき

2.当社は、引続き3ヶ月をこえて、第5条保管に係るMRFの残高がない契約については、これを解約させていただくことがあります。

3.契約が解約されたとき、当社は遅滞なく保管中のMRF及び分配金を第7条に準じて、取扱店において申込者に返還いたします。

（申込事項等の変更）

第10条 1.改名、転居ならびに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は、所定の手続きによって遅滞なく当社に届け出でいただきます。

2.前項のお届出があったときは、当社は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他必要と定める書類等をご提示いただくことがあります。

（その他）

第11条 1.当社は、累積投資契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によつても対価をお支払いいたしません。

2.当社は、次の①から③によって生じた損害については、その責を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

①届出印の押捺された所定の受領書と引換えに、累積投資契約に基づくMRF又は分配金を返還した場合

②印影が届出印と相違するために、累積投資契約に基づくMRF又は分配金を返還しなかった場合

③天災地変その他不可抗力により、契約に基づくMRFの取得もしくはMRF又は分配金の返還が遅延した場合

3.この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときは、改定されることがあります。

以上

平成30年12月

2. FATCAに関する事項の追加に伴う改定 実施日：平成30年12月17日

米国の外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）への対応としてお客様から頂く同意についての条項を、下記の各約款に追加いたします。本条項は今後当社とご契約頂く新規のお客様に適用されるものです。既存のお客様からFATCAへの対応のための同意取得の必要が生じた場合には、別途個別に同意をお願いさせて頂くこととなります。

【株式等振替決済口座管理約款 第43条2項】、【保護預り約款 第24条】、【外国証券取引口座約款 第33条2項】、【振替決済口座管理約款 第20条】、【一般債振替決済口座管理約款 第24条】、【投資信託受益権振替決済口座管理約款 第22条】

（個人情報等の取扱い）

米国政府及び日本政府からの要請により、当社は、お客様が外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

上の報告対象として以下の①、②又は③に該当する場合及び該当する可能性があると当社が判断する場合、米国税務当局における課税執行のため、お客様の情報（氏名/名称、住所/所在地、米国納税者番号、口座番号、口座残高、口座に発生した所得の額、その他米国税務当局が指定する情報）を米国税務当局に提供することがありますが、この約款の定めにより、お客様の当該情報が米国税務当局へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

- ① 米国における納税義務のある自然人、法人又はその他の組織
- ② 米国における納税義務のある自然人が実質的支配者となっている非米国法人又はその他の組織
- ③ F A T C Aの枠組みに参加していない金融機関（米国内国歳入法 1471 条及び 1472 条の適用上、適用外受益者として扱われる者を除きます。）

3. 転勤等により出国される方の特定口座の取扱いの改定 実施日：平成 30 年 12 月 17 日

【特定口座に係る上場株式等保管委託約款】

新	旧
<p>(出国口座等)</p> <p>第 12 条 お客様が出国する場合、関係法令等の定めに基づき、当社の出国をする前の特定口座である出国前特定口座に係る特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、当社の出国をした後の口座である出国口座において引続き保管の委託をし、かつ、帰国後再び開設する当社の特定口座に保管の委託をすることを希望する場合は、出国をする日までに特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書と出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出することが必要です。</p>	<p>(新設 以下条数繰り下げ)</p>

4. 弊社本社所在地の変更等に伴う改定 実施日：平成 30 年 12 月 25 日、平成 31 年 2 月 12 日

【個人情報保護宣言】

新	旧
<p>(平成 30 年 12 月 25 日改定)</p> <p>6. ご質問・ご意見・苦情等 当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本支店又は次の窓口までお申出下さい。</p> <p>監査部（〒530-6119 大阪市北区中之島 3-3-23 中之島ダイビル 19 階）電話番号 06-4803-6521</p> <p>受付時間 午前 9 時～午後 5 時 E メール kansabu@naito-sec.co.jp</p>	<p>6. ご質問・ご意見・苦情等 当社は、お客様からいただいた個人情報等に係るご質問・ご意見・苦情等に対し迅速かつ誠実な対応に努めてまいります。ご質問・ご意見・苦情等は、当社の本支店又は次の窓口までお申出下さい。</p> <p>監査部（〒541-0043 大阪市中央区高麗橋 1 丁目 5 番 9 号）電話番号 06-6229-6636</p> <p>受付時間 午前 9 時～午後 5 時 E メール kansabu@naito-sec.co.jp</p>
<p>(平成 31 年 2 月 12 日改定)</p> <p>6. ご質問・ご意見・苦情等 (省略)</p>	<p>6. ご質問・ご意見・苦情等 (省略)</p>

<p><u>お客様相談室</u> (〒530-6119 大阪市北区中之島 3-3-23 中之島ダイビル 19 階) 電話番号 <u>06-4803-6520</u> 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 E メール <u>soudan@naito-sec.co.jp</u></p>	<p><u>監査部</u> (〒530-6119 大阪市北区中之島 3-3-23 中之島ダイビル 19 階) 電話番号 <u>06-4803-6521</u> 受付時間 午前 9 時～午後 5 時 E メール <u>kansabu@naito-sec.co.jp</u></p>
--	--

5. 外貨建てMMFの商品追加等に伴う改定 実施日：平成 31 年 2 月 12 日

【累積投資約款】

以下のダイワ外貨 MMF 累積投資約款を新設します。

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と内藤証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間のダイワ・ヨーロッパ・ファンド・マネジメント（アイルランド）リミテッドの発行するダイワ外貨MMF受益証券（以下「外貨MMF」といいます。）の米ドルポートフォリオと豪ドルポートフォリオ・カナダドルポートフォリオ（以下「各ポートフォリオ」といいます。）の積立投資に関する取決めです。当社はこの約款に従って外貨MMF積立投資契約（以下「契約」といいます。）を申込者と締結いたします。（契約の申込）

第2条 1. 契約のお申込みは、申込者が所定の申込書に必要事項を記載のうえ、署名、押印し、これを当社の本・支店又はその他の営業所（以下「取引店」といいます。）に提出することによって行います。ただし、既に他の積立投資コース（財形貯蓄・ミリオン・株式累積（積立）投資を除く。）において、上記方法により申込みが行われ契約が締結されているときは、第1回目の払込金の払込みをもって契約の申込みが行われたものといたします。

2. 契約が締結されたとき、当社は直ちに申込者の外貨MMF積立投資口座を開設いたします。また、当社は当該所定の申込書に押印されている印影をもって、当社へのお届出印といたします。

3. 外国証券取引口座が設定されていない申込者は、外国証券取引口座設定申込書の提出が必要となります。ただし、外国証券取引口座約款における取引残高報告書の交付に関する規定は適用されず、取引残高報告書にかえてお取引明細書を交付いたします。

(取得の申込み及び金銭の払込み)

第3条 申込者は、外貨MMFの取得にあてるため、1回の払込みにつき各ポートフォリオごとに次に定める金額以上の金銭（以下「払込金」といいます。）を外貨又はその円貨相当額で当社に払込み、取得の申込みを行うことができます。

- (イ) 米ドルポートフォリオ 1 米セント
- (ロ) 豪ドルポートフォリオ 1 豪セント
- (ハ) カナダドルポートフォリオ 1 カナダセント

(取得時期・価額及び方法)

第4条 1. 当社は申込者から取得の申込みがあった日の翌営業日に払込金を受入れ、外貨MMFを申込者に代わって取得します。申込みの締切時間は各ポートフォリオごとに次に定める時間とします。

- (イ) 米ドルポートフォリオ 午後 2 時 30 分
- (ロ) 豪ドルポートフォリオ 午後 2 時 30 分
- (ハ) カナダドルポートフォリオ 午後 2 時 30 分

2. 前項の取得価額は、取得日の前日の基準価額といたします。

3. 申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設立時の 1 口の元本価額（1 口 = 各ポートフォリオの 1 通貨単位）を下回ったときは、前項（1）及び（2）の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降、最初に取得にかかる基準価額が当初設立時の 1 口の元本価額（1 口 = 各ポートフォリオの 1 通貨単位）に復した計算日の基

準価額により、当該計算日の翌日に外貨MMFを申込者に代わって取得します。

4.取得された外貨MMFの所有権並びにその元本、又は果実に対する請求権は、当該取得日から申込者に帰属するものといたします。

(保管)

第5条 この契約によって取得された外貨MMFは、すべて当社において、他の申込者の外貨MMFと混藏して保管いたします。なお、当社の保管に代えて他の金融機関に再寄託することがあります。

(果実の再投資)

第6条 1.「第5条の保管」にかかる外貨MMFの果実は、各ポートフォリオごとに、前月最終営業日（その翌営業日以降に取得した場合については、当該取得日）から当月最終営業日の前日までの分を当月の最終営業日に申込者に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後当該申込者の口座に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で、外貨MMFの当該各ポートフォリオを申込者に代わって取得します。

2.当月の最終営業日の前日の基準価額が当初の設定時の1口の元本価額（1口=各ポートフォリオの1通貨単位）を下回ったときは、前項（1）の規定にかかわらず、最終営業日以降最初に取得にかかる基準価額が当初設定時の1口の元本価額（1口=ポートフォリオの1通貨単位）に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌日に外貨MMFを申込者に代わって取得します。

(返還)

第7条 1.当社は、申込者から外貨MMFの返還の請求を各ポートフォリオごとに次に定める時間までに受けた時は、換金の上、その代金をその翌営業日（以下「受渡日」といいます。）以降に外貨又はその円貨相当額でお支払いすることにより返還いたします。

- (イ) 米ドルポートフォリオ 午後2時30分
- (ロ) 豪ドルポートフォリオ 午後2時30分
- (ハ) カナダドルポートフォリオ 午後2時30分

2.前項の換金価額は受渡日の前日の基準価額といたします。

3.1.の換金にかかる外貨MMFについての取得日（前月以前の取得分については前月の最終営業日）から受渡日の前日までの決算分の果実は所定の国内源泉税を控除後、外貨又はその円貨相当額で換金代金とともにお支払いいたします。

(解約)

第8条 1.この契約は、次の各号のいずれかに該当したときに解約されるものといたします。

- (イ) 申込者から解約の申出があったとき
- (ロ) 当社が外貨MMFの積立投資業務を営むことができなくなったとき
- (ハ) 外貨MMFの各ポートフォリオが償還されたとき

2.当社は、引続き3ヶ月を超えて取得の申込みのない契約については、これを解約させていただくことがあります。

3.この契約が解約されたときは、当社は遅滞なく「第7条返還」に準じて申込者に外貨MMFの返還及びその果実の支払いをいたします。

(申込事項の変更)

第9条 1.改名、転居並びに届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の用紙によって遅滞なく当社に届出いただきます。

2.前項の届出があったときは、当社は申込者より印鑑証明書、住民票、その他必要と認める書類等を提出していただくことがあります。

(その他)

第10条 1.本約款にいう営業日は日本の証券会社、アイルランド、英国及び各ポートフォリオごとに次に定める地域の銀行がすべて営業を行っている日をいいます。

- (イ) 米ドルポートフォリオ ニューヨーク
- (ロ) 豪ドルポートフォリオ オーストラリア

(ハ) カナダドルポートフォリオ トロント

2.当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

3.当社は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

(イ) 届出印の押印された所定の受領書と引換えに、この契約に基づく外貨MMFの返還及びその果実の支払いを行った場合

(ロ) 所定の手続きにより返還の申出がなかったため、又は印影が届出印と相違するために、この契約に基づく外貨MMFの返還及びその果実の支払いを行わなかった場合

(ハ) 天災・地変・その他の不可抗力により、この契約に基づく外貨MMFの取得又は返還、もしくはその果実の支払いが遅延した場合

(約款の変更)

第 11 条 この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容がお客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項をご通知します。また、上記にかかわらず、その内容が軽微な変更にとどまる場合には、当社ホームページ等へ掲載いたします。この場合、所定の期日までに異議のお申立てがないときは、約款の改定にご同意いただいたものとして取扱います。

以 上

平成 31 年 2 月 12 日制定

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド累積投資約款の申込時刻を改定します。

新	旧
(買付時期・価額) 第4条 1.当社は、申込者から買付申込日(<u>午後 2 時 30 分</u>)の翌営業日払込金を受入れ後、本ファンドの買付を行います。(省略) 平成 31 年 2 月	(買付時期・価額) 第4条 1.当社は、申込者から買付申込日(<u>午後 2 時</u>)の翌営業日払込金を受入れ後、本ファンドの買付を行います。 (省略) 平成 26 年 3 月

以上